

学校給食における期限切れ食材の提供事案について

1 事故の概要

平成31年4月12日（金），船岡支援学校において，給食食材にすりごまを使用するために，栄養職員が賞味期限を確認したところ，平成31年2月5日に賞味期限が切れていたことが発覚した。その後の調査の結果，期限切れ後5回食材を提供していたことが判明したものの。

2 すりごまを使用した給食の提供状況

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 平成31年 2月 7日（木） | |
| ・豚肉のコチュジャン炒め | 144人（1人1g） |
| ・ほうれん草のごま和え | 144人（1人3g） |
| (2) 平成31年 2月25日（月） | |
| ・ほうれん草のごま和え | 144人（1人3g） |
| (3) 平成31年 2月27日（水） | |
| ・もやし汁 | 130人（1人1g） |
| (4) 平成31年 3月 1日（金） | 寄宿舎の朝食 |
| ・ほうれん草のごま和え | 31人（1人3g） |
| (5) 平成31年 3月17日（日） | 寄宿舎の夕食 |
| ・小松菜のごま和え | 20人（1人3g） |

3 被害状況

現時点で健康被害なし。

（児童・生徒数61人 教職員97人（平成30年5月1日現在））

4 事故の原因

栄養職員等による「学校給食法第9条学校給食衛生管理基準」に基づく賞味期限の確認が徹底されていなかったことが原因である。

5 学校における対応状況

学校では，卒業生を含め全保護者に対してメールにて状況説明を行い，その後，謝罪文を送付した。

6 県教委の再発予防策

これまでも，同様の事案に関する注意喚起文書を発出していたが，改めて，全施設を対象に賞味期限切れの確認を行うよう文書を発出するとともに，直近に開催される栄養職員の研修会において防止策の徹底を図る。